

## 目 次

規 則	ページ
1 新潟県市町村総合事務組合職員の通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	1
2 新潟県市町村総合事務組合消防団員等福祉事業の実施に関する規則の一部を改正する規則	6
3 新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項第 3 号の規定に基づき障害者支援施設に準ずる施設を定める規則の一部を改正する規則	6
規 程	
1 新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の福祉事業に関する規程の一部を改正する規程	6
告 示	
5 新潟県市町村総合事務組合規約の変更許可	7
6 新潟県市町村総合事務組合消防団員等に係る自動車等損害見舞金の支給に関する規程の一部を改正する規程	7
7 新潟県自治会館附属駐車場に係る使用料徴収委託	8
監査委員公表	
定期監査結果の公表について	8

## 規 則

新潟県市町村総合事務組合職員の通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のとおり公布する。

平成 25 年 4 月 1 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

### 新潟県市町村総合事務組合規則第 1 号

新潟県市町村総合事務組合職員の通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則  
新潟県市町村総合事務組合職員の通勤手当の支給に関する規則（平成 16 年規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条の 2 第 3 項各号列記以外の部分中「条例第 14 条第 3 項」を「条例第 14 条第 5 項」に改め、同項に次の 1 号を加え、同条を第 11 条の 7 とする。

(3) 職員が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして新幹線鉄道等に係る通勤手当を支給される場合において、条例第14条第3項第1号に規定する1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額(第12条の2第3項第1号において「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。)の合計額が20,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

第11条の次に次の5条を加える。

(通勤の実情に変更を生ずる職員)

第11条の2 条例第14条第3項の規則で定める職員は、通常の通勤の経路及び方法による場合には公署を異にする異動又は在勤する公署の移転前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると管理者が認めるものとする。

(異動等の直前の住居に相当する住居)

第11条の3 条例第14条第3項の規則で定める住居は、公署を異にする異動又は在勤する公署の移転の日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び管理者がこれに準ずると認める住居とする。

(新幹線鉄道等の利用の基準)

第11条の4 条例第14条第3項の規則で定める基準は、新幹線鉄道等の利用により通勤時間が30分以上短縮されること又はその利用により得られる通勤事情の改善がこれに相当すると管理者が認めるものであることとする。

(新幹線鉄道等に係る通勤手当の額の算出の基準)

第11条の5 新幹線鉄道等に係る通勤手当の額は、運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる新幹線鉄道等を利用する場合における通勤の経路及び方法により算出するものとする。

2 第7条の規定は、新幹線鉄道等に係る通勤手当の額の算出について準用する。

3 第8条(第1項第3号を除く。)の規定は、条例第14条第3項第1号に規定する特別料金等の額の2分の1に相当する額の算出について準用する。この場合において、第8条第1項中「普通交通機関等の」とあるのは「新幹線鉄道等の」と、同項第1号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、「価額」とあるのは「価額の2分の1に相当する額」と、同項第2号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、「運賃等の」とあるのは「特別料金等の額の2分の1に相当する」と、同条第2項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。

(権衡職員等の範囲)

第11条の6 条例第14条第4項の同条第3項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成 12 年法律第 50 号)第 2 条第 2 項に規定する職員派遣(第 12 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 12 条の 4 第 2 項において「職員派遣」という。)から職務に復帰した職員又は同法第 10 条第 1 項に規定する採用をされた職員のうち、条例第 14 条第 1 項第 1 号又は第 3 号に掲げる職員で、当該復帰又は採用の直前の住居(当該復帰又は採用の日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び管理者がこれに準ずると認める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が第 11 条の 4 に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(当該復帰又は採用の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことに伴い、通常の通勤の経路及び方法による場合には当該復帰又は採用前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなる等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が 60 キロメートル以上若しくは通勤時間が 90 分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると管理者が認めるものに限る。)

(2) 配偶者(配偶者のない職員にあっては、満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子)の住居に転居したことに伴い単身赴任手当が支給されないこととなった職員で、当該住居からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が第 11 条の 4 に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの

(3) その他条例第 14 条第 3 項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者の定める職員

第 12 条第 2 項中「その月額」を「その額」に改める。

第 12 条の 2 第 1 項中「条例第 14 条第 4 項」を「条例第 14 条第 6 項」に改め、同条第 2 項第 2 号イ中「第 11 条の 2 第 3 項第 1 号又は第 2 号」を「第 11 条の 7 第 3 項第 1 号又は第 2 号」に改め、同条第 3 項中「条例第 14 条第 4 項」を「条例第 14 条第 6 項」に、「前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る条例第 14 条第 6 項の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1 箇月当たりの特別料金等 2 分の 1 相当額(2 以上の新幹線鉄道等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下この項において「1 箇月当たりの特別料金等 2 分の 1 相当額等」という。)が 20,000 円以下であった場合 第 1 項第 2 号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る新幹線鉄道等(同号の改定後に 1 箇月当たりの特別料金等 2 分の 1 相当額等が 20,000 円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての新幹線鉄道等)、同項第 1 号、第 3 号又は第 4 号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用するすべての新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の特別料金等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額の 2 分の 1 に相当する額(次号において「払戻金 2 分の 1 相当額」という。)

(2) 1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額等が20,000円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 20,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は第1項各号に掲げる事由に係る新幹線鉄道等についての払戻金2分の1相当額のいずれか低い額(事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、零)

イ 第11条の7第3項第3号に掲げる通勤手当を支給されている場合 20,000円に事由発生月の翌月から同号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての新幹線鉄道等についての払戻金2分の1相当額及び管理者の定める額の合計額のいずれか低い額(事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、零)

第12条の3第1項各号列記以外の部分中「条例第14条第5項」を「条例第14条第7項」に改め、「普通交通機関等」の次に「又は新幹線鉄道等」を加え、同項第1号中「普通交通機関等」の次に「又は新幹線鉄道等」を加え、同号に次のただし書きを加える。

ただし、新幹線鉄道等に係る通勤手当を支給されている場合であって、普通交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄道等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあっては、当該新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間

第12条の3第1項第2号中「普通交通機関等又は第8条第1項第3号」を「普通交通機関等若しくは新幹線鉄道等又は第8条第1項第3号」に改め、同条第2項中「普通交通機関等」の次に「又は新幹線鉄道等」を加える。

第13条第2項を削る。

別記様式第1号に次のように加える。

給与条例第14条第3項又は第4項の規定の適用を受ける職員(新幹線鉄道等利用者)

1 異動等に伴い、通勤が困難となったことにより新幹線鉄道等を利用することとなった職員

2 単身赴任手当を受給していた職員で、配偶者と同居し通勤が困難となったことにより新幹線鉄道等を利用することとなった職員

※ 現公署への異動発令年月日	年 月 日	※ 異動等前の住居への入所年月日	年 月 日		
※ 異動等の直前の住居		※ 現住居への入居年月日	年 月 日		
新幹線鉄道等利用者の新幹線鉄道等を利用しない場合の通勤の経路及び方法等					
順路	通勤方法の別	区 間	距 離	所要時間	備 考
1		住居 から( 経由) まで	・ km	分	
2		から( 経由) まで	・ km	分	
3		から( 経由) まで	・ km	分	
4		から( 経由) まで	・ km	分	
5		から( 経由) まで	・ km	分	
		から( 経由) まで	・ km	分	
記入上の注意				総 通 勤 距 離	・ km
1 ※欄は□1にレ印を付した職員のみ記入すること。				総 所 要 時 間	分
2 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自動車、〇〇線等の別を記入する。					

別記様式第3号を次のように改める。

別記様式第3号（第4条関係）

通勤手当認定簿

氏名		所属		事象発生年月日		年 月 日								
住所		算出式		提出年月日		年 月 日								
<input type="checkbox"/> 回数券等を使用し利用する交通機関等がある交替制勤務に従事する職員等 平均1箇月当たりの通勤所要回数				受理年月日		年 月 日								
順路	算出の基礎となる 普通交通機関等 の名称	定期券 回数券 その他	運賃等の額の算出基礎		1箇月 当たりの 運賃等 相当額		普通交通機関等 の認定期間	支給月 (支給月に○印を付す) (毎月の場合は省略可)	備考					
			回数券 その他	定期券	回数券 その他	定期券				年 月 月 から 年 月 月 まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12			
1				円	円	円	年 月 月 から 年 月 月 まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12						
改正				円	円	円	年 月 月 から 年 月 月 まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12						
2				円	円	円	年 月 月 から 年 月 月 まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12						
改正				円	円	円	年 月 月 から 年 月 月 まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12						
3				円	円	円	年 月 月 から 年 月 月 まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12						
改正				円	円	円	年 月 月 から 年 月 月 まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12						
4				円	円	円	年 月 月 から 年 月 月 まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12						
改正				円	円	円	年 月 月 から 年 月 月 まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12						
1箇月当たりの運賃等相当額の合計額				円	年 月 日改正	円	年 月 日改正	円						
自動車等の額 (条例第14条第2項第2号の額) (自動車等の使用距離 km)				円	年 月 日改正	円	年 月 日改正	円						
普通交通機関等と自動車等 の併用者 規則第8条の3 □第1号 □第2号 □第3号 計額				円	年 月 日改正	円	年 月 日改正	円						
1箇月当たりの運賃等相当額の合計額又は1箇月当たり の運賃等相当額と自動車等の額の合計額が55,000円 を超えるとき				55,000円 × [ 箇月 ] = 円		円	年 月 月 から 年 月 月 まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12						
順路	算出の基礎となる 新幹線鉄道等 の名称	定期券 回数券 その他	特別料金等(特別運賃 等)の額の算出基礎		1箇月 当たりの 特別料金 等相当額		新幹線鉄道等 の認定期間	支給月 (支給月に○印を付す) (毎月の場合は省略可)	備考					
			回数券 その他	定期券	回数券 その他	定期券				年 月 月 から 年 月 月 まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12			
1				円	円	円	年 月 月 から 年 月 月 まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12						
改正				円	円	円	年 月 月 から 年 月 月 まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12						
2				円	円	円	年 月 月 から 年 月 月 まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12						
改正				円	円	円	年 月 月 から 年 月 月 まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12						
1箇月当たりの特別料金等相当額の合計額				円	年 月 日改正	円	年 月 日改正	円						
1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計 額が20,000円を超えるとき				20,000円 × [ 箇月 ] = 円		円	年 月 月 から 年 月 月 まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12						
支給額		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
年月 改定		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
年月 改定		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
決 定 事 項	条例第14条第1項 該当・非該当 <input type="checkbox"/> 該当(□規則第5条) <input type="checkbox"/> 非該当		返納事由 規則第15条の2第1項		返納事由 発生年月	返納対象普通 交通機関等 (新幹線鉄道等)	払戻金相当額(払 戻金2分の1相 当額)の算出基礎	払戻金相当額 (払戻金2分 の1相当額)	備考					
	1 <input type="checkbox"/> 第1号 □第3号 <input type="checkbox"/> 第2号 □第4号		2 <input type="checkbox"/> 第1号 □第3号 <input type="checkbox"/> 第2号 □第4号					円						
	3 <input type="checkbox"/> 第1号 □第3号 <input type="checkbox"/> 第2号 □第4号							円						
	1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を 超えていた場合(1箇月当たりの特別料金等2分の1相当 額の合計額が20,000円を超えていた場合) 規則第15条の2第2項第2号(第3項第2号)の月数と管理 者の定める額(算出基礎)						月	(算出基礎)	円					
給与条例第14条及び同条例に基づく規則の規定に従い上記のとおり確認し決定する。							監 査 者 印							
年 月 日 職 氏名 印														

※ 運賃等の額に改定があった場合における「普通交通機関等の認定期間」の「年 月 月まで」は、改定があった月(定期券の通用期間中であるときは、支給単  
位期間等に係る最後の月)を記入する。  
 ※ 特別料金等(特別運賃等)の額に改定があった場合における「新幹線鉄道等の認定期間」の「年 月 月まで」は、改定があった月(定期券の通用期間中であ  
るときは、支給単位期間等に係る最後の月)を記入する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県市町村総合事務組合消防団員等福祉事業の実施に関する規則の一部を改正する規則を次のとおり公布する。

平成 25 年 4 月 1 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

### 新潟県市町村総合事務組合規則第 2 号

新潟県市町村総合事務組合消防団員等福祉事業の実施に関する規則の一部を改正する規則  
新潟県市町村総合事務組合消防団員等福祉事業の実施に関する規則（平成 16 年規則第 28 号）の  
一部を次のように改正する。

第 4 条第 5 項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた  
めの法律」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項第 3 号の規定に基づき  
障害者支援施設に準ずる施設を定める規則の一部を改正する規則を次のとおり公布する。

平成 25 年 4 月 1 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

### 新潟県市町村総合事務組合規則第 3 号

新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項第 3 号の規定に基  
づき障害者支援施設に準ずる施設を定める規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項第 3 号の規定に基づき  
障害者支援施設に準ずる施設を定める規則（平成 19 年規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 規 程

### 新潟県市町村総合事務組合規程第 1 号

新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の福祉事業に関する規程（平成 16 年規程第  
1 号）の一部を次のように改正する。

平成 25 年 4 月 1 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

第 3 条第 4 項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた  
めの法律」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

告 示

**新潟県市町村総合事務組合告示第 5 号**

平成 25 年 3 月 31 日限りで新潟県市町村総合事務組合から下越清掃センター組合及び上越地域水道用水供給企業団を脱退させることとし、新潟県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更することについて、平成 25 年 3 月 26 日付け総行市第 36 号をもって総務大臣から許可があった。

平成 25 年 4 月 1 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

1 脱退する地方公共団体

下越清掃センター組合及び上越地域水道用水供給企業団

2 規約の変更内容

新潟県市町村総合事務組合規約（平成 16 年総行市第 30 号許可）の一部を次のように変更する。  
別表第 1 中「、下越清掃センター組合」及び「、上越地域水道用水供給企業団」を削る。

別表第 2 の 1 の項中「、下越清掃センター組合」を削り、同表 2 の項及び 3 の項中「十日町市」を「小千谷市、十日町市」に改め、「、下越清掃センター組合」を削り、同表 4 の項及び 5 の項中「、下越清掃センター組合」を削り、同表 6 の項中「、下越清掃センター組合」及び「、上越地域水道用水供給企業団」を削る。

附 則

この規約は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

---

**新潟県市町村総合事務組合告示第 6 号**

新潟県市町村総合事務組合消防団員等に係る自動車等損害見舞金の支給に関する規程（平成 16 年告示第 3 号）の一部を次のように改正する。

平成 25 年 4 月 1 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

第 1 条中「第 35 条」を「第 34 条」に改める。

## 新潟県市町村総合事務組合告示第7号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり新潟県自治会館附属駐車場に係る使用料徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成25年4月1日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

- 1 委託名  
新潟県自治会館附属駐車場に係る使用料徴収事務委託
- 2 委託期間  
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
- 3 新潟県自治会館附属駐車場徴収事務受託者住所及び氏名  
新潟県新潟市中央区上大川前通9番町126番地2  
株式会社 新潟ビルサービス  
代表取締役 鈴木英介

## 監査委員公表

### 定期監査結果の公表について

地方自治法第199条第4項の規定により、新潟県市町村総合事務組合の定期監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果を次のとおり公表する。

平成25年4月1日

新潟県市町村総合事務組合監査委員 小池清彦  
新潟県市町村総合事務組合監査委員 佐藤一三

- 1 監査年月日  
平成25年3月26日及び29日
- 2 監査対象年度及び期間  
平成24年度 平成24年4月1日から平成25年2月28日まで
- 3 監査結果  
監査の結果、新潟県市町村総合事務組合の財務に関する事務及び経営に係る事業の管理は適正に執行されているものと認められた。























